

平成26年度 市営住宅の 補充入居者募集!!

平成26年度中に市営住宅で空き住宅が生じた場合の補充入居者を募集します。

平成25年度に補充入居の申し込みを行った方は、3月31日(月)をもって申込待機権利が消滅しますので再度申し込みを行ってください。

平成25年度に補充入居の申し込みを行った方は、3月31日(月)をもって申込待機権利が消滅しますので再度申し込みを行ってください。

平成25年度に補充入居の申し込みを行った方は、3月31日(月)をもって申込待機権利が消滅しますので再度申し込みを行ってください。

水道料金・下水道使用料の料金を改定します

消費税法の一部改定により、消費税および地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、平成26年5月分(6月請求)から「水道料金・下水道使用料」についても同様に5%から8%へと改定します。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ/
市水道部庶務課営業グループ
☎23-6514



消費税および地方消費税の増税に伴うそのほかの料金・使用料等の改正については、4月号でお知らせします。

場所がある方か、勤務し
ようとしていらっしゃる
方に限ります。

現に住宅に困窮している
ことが明らかの方

入居希望のいずれの方も
暴力団員ではないこと

平成25年1月1日～12月
31日の期間、入居希望者
の総収入が一定基準であ
ること

過去5年間、市営住宅に
おいて、明け渡し命令を
受けていないこと

政令月収(※1)が15万8,
000円(裁量階層(※2)
21万4,000円)以下の
入居基準を満たしている
方

入居希望のいずれの方も
市税を滞納していないこ
と

市内に住所がある方。ま
たは、市内に主たる勤務
場所がある方か、勤務し
ようとしていらっしゃる
方に限ります。

住民票(入居世帯全員の
分)

平成25年分の所得等を証
明する書類(所得がある
方全員の分)

資格審査等申請用の納税
証明書(成人の方全員の
分)

その他必要な書類(学生
証、障害者手帳など)

注意事項

申し込みの際、現在の生
活状況についてお聞きす
ることがありますので、
必ず本人か家族の方が申
し込みを行ってください。

※申し込みに関する詳細に
ついてはお問い合わせく
ださい。

問い合わせ/
市都市整備課建築・住宅
グループ
☎23-6422

対象/
本市に住民票がある方で、
次のいずれかに当てはま
る18歳以下の児童(一定
の障がいがある場合は20
歳未満)を保護者として
面倒を見ている父、母ま
たは養育者

区分	全部支給	一部支給
児童1人の場合	41,020円	9,680円～ 41,010円
児童2人の場合	46,020円	14,680円～ 46,010円

※児童3人以上の場合、児童2人の支給額に、一人につき3,000円を加算した額になります。
※一部支給は受給者の所得に応じて支給額が変わります。

申請・問い合わせ/
市子ども課子育てグループ
☎23-6529

ご存じですか? 児童扶養手当

◆児童扶養手当とは
父母の離婚などにより、
父または母と生計を同じく
していない児童が養育され
ている家庭等の生活を助け、
児童の心身の健やかな成長
のために支給される手当で
す。

◆対象/
本市に住民票がある方で、
次のいずれかに当てはま
る18歳以下の児童(一定
の障がいがある場合は20
歳未満)を保護者として
面倒を見ている父、母ま
たは養育者

◆手当の支給/
手当は申請が完了した翌
月分から支給されます。
支給月は4月、8月、12
月です。それぞれの前月
分までを支給します。

◆手当月額/
平成26年4月の支給額は
次の表のとおりです。

◆申請方法/
次の書類等を持参し、市
子ども課で申請してくだ
さい。(③～⑦は後日提
出でも可能です)

◆今後、金額が改定される
場合があります。

- ① 戸籍謄本(申請者と児童の分)
 - ② 1月1日に住民票があつた市町村が発行する所得課税証明書
 - ③ 家族全員の健康保険証
 - ④ 申請者本人の預金通帳
 - ⑤ 印鑑
 - ⑥ 年金手帳
 - ⑦ アパートの契約書など住宅の状態が分かるもの
 - ⑧ その他必要な書類
- ※受け付けは随時行つてい
ます。
※受給資格があつても、申
請がない限り手当は支給
されませんので、ご注意
ください。